別紙

山梨県営塩川発電所の売電に係る仕様書

１　適　用

この仕様書は、山梨県企業局（以下「企業局」という。）が所有する山梨県営塩川発電所で発電する電気の売電に適用する。

２　業務内容

本発電所が発電する電気のうち、発電所内の消費電力等の必要電力（以下「所内電力」という。）を除いた全てを買受人に売電するものとする。

買受人は、企画提案した「２．県の施策推進に寄与する取組の提案」（以下「企画提案内容」という。）を行うものとする。

３　対象発電所

発電所名	塩川発電所
所 在 地	北杜市須玉町比志3,378番3
発電形式	ダム式
発電機台数	1台
最大出力	1,100ｋW
連系電圧（発電機電圧）	6.6ｋV（6.6KV）
責任分界点	塩川発電所6.6kV構内引出口に施設した企業局の柱上開閉器の送電側接続点
スマートメーター化	実施済
特記事項	県営塩川ダム運用に係る制約あり

４　期間及び電力量

（１）売電期間

令和９年４月１日０時から令和１１年３月３１日２４時までとする。（２年間）

（２）予定売電電力量

天候、保守作業、機器故障等により年間供給電力量に変動が生じても、企業局は発電した全量を売却し、買受人は全量購入するものとする。

（３）令和９年４月から令和１１年３月までの予定売電電力量　月別予定電力量は別紙１のとおり

（単位：1,000kWh）

令和９年度	令和１０年度	２ヶ年平均
5,129	5,200	5,165

（４）設備の更新及び修繕等に伴う停止見込み

別紙２のとおり

（５）過去１０年間の月別売電電力量実績

別紙３のとおり

（６）過去３年分の１時間毎の売電電力量実績

別紙４のとおり

5　発電見込み

（1）作成

一日の電力量予測値（以下「発電計画」という。）は企業局が作成する。

（2）発電計画の通知

企業局は買受人に対し、発電計画を電子メール等にて通知する。

通知する計画については以下を基準とするが、時間等詳細及びこれ以外の通知内容は協議により決定する。

通知の期限	通知内容
毎日１０時まで	当日１０時～２４時の３０分ごとの発電電力量 翌日、翌々日、翌々々日の３０分ごとの発電電力量

ただし、ダムからの放流量により発電量が変動することから、通知した発電計画と実績値とが相違する場合がある。

6　発電の停止および制限

企業局は、発電計画の通知以降において、次の事由等により発電を停止又は制限できるものとする。なお、企業局は可能な範囲において、発電停止時間の縮小や事前の通知に努める。

（1）　当該発電所の施設、設備の故障
（2）　災害等が発生又は発生するおそれがある場合
（3）　河川の利水関係者からの要請
（4）　取水する河川の流量変動（ダム放流量の変動も含む）
（5）　発電所又は取水口下流河川の公衆保安確保に関する要請
（6）　送配電事業者からの要請
（7）　送配電事業者が管理する送電線又は配電線の故障
（8）　電力広域的運営推進機関の指示等
（9）　その他保安上の必要がある場合

7　設備の点検、修繕等に伴う発電停止

企業局は、設備の機能を維持するため、点検及び修繕等により発電を停止することがある。その場合、原則として、企業局は発電停止日時等を買受人へ事前に通知する。ただし、送配電線の停電及び発電設備の事故もしくは設備の不具合により緊急に作業を行うため予期せぬ発電停止をする必要がある場合には、企業局は速やかにその内容を買取人へ通知する。なお、通知の方法等は協議により別に定める。

8　電力料金

（1）電力料金の算定（従量制）

買受人が企業局に支払う毎月の電力料金は、原則として次に定める算定方法による。

当該月の受給電力量に提案のあった買取単価を乗じた額に消費税等相当額を加えた額とする。

電力料金＝当該月の受給電力量×買取単価＋消費税等相当額

※　消費税等相当額とは、消費税法の規定により課される消費税及び地方消費税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいう。なお、消費税等相当額の単位は１円とし、その端数は切り捨てる。

（2）電力料金の支払い

原則として、企業局は（1）により算定した電力料金を検針日の翌月の 10 日までに買受人に請求し、買受人は、当該月の末日まで（以下「支払期日」という。）に企業局に支払うものとする。なお、買受人は、支払期日までに料金を納付しない場合は、その延滞日数につき、所定の遅延利息

を加算して、企業局に支払うものとする。

（３）容量市場（ｋＷ価値）における収入の取り扱い

企業局と電力広域的運営推進機構が締結した容量確保契約により企業局が得られる収入については、この電力量料金による収入との精算を行わない。

（４）発電側課金の取り扱い

本発電所を有する企業局に対して一般送配電事業者より請求される系統連係受電サービス料金（発電側課金）の取扱いは、契約書第21条の規定に基づく。

９　その他

（１）託送供給等の契約

買受人は、託送供給等の契約が必要となる場合には、本契約に係る売電が遅滞なく行えるよう、速やかに買受人の負担で必要な契約を締結し、契約書等の写しを提出すること。

（２）契約期間満了時における引継ぎ事務

買受人は、この契約の期間満了又は解除があった場合には、次に企業局と契約を締結する者に対して、名義の変更、託送供給の契約等における必要な事務を遅滞なく行うものとする。

（３）容量市場に係る山梨県の対応業務への協力

買受人は、電力広域的運営推進機関から企業局へ課されるリクワイアメント及びアセスメントに係る業務への協力を行うこと。

（４）守秘義務

買受人は、本契約上知り得た内容を第三者に漏らしてはならない。このことは、契約期間満了後においても同様とする。

また、買受人は、契約図書及び関係図書を契約の履行のために使用する以外の目的で第三者に使用させ、又は伝達してはならない。

（５）インバランス対応

買受人がインバランスに関する対応（バランシンググループの形成やインバランス調整、インバランス料金の負担など）を行うものとする。

（６）電力広域的運営推進機関への手続き

発電計画、作業停止計画など電力広域的運営推進機関への提出その他手続き全ては、買受人が行う。

（７）環境価値

本契約には、非化石価値等の環境に係る付加価値を含むものとし、買受人は、環境価値に関して、認定等に必要となる手続及び費用の負担を行い、企業局は認定等に必要な作業に協力するものとする。

なお、環境価値に関する法令等の改正の状況により、その取扱いについて協議するものとする。

（８）運用申合書の作成

企業局及び買受人は、電力の受給に関する運用を円滑に行うため、発電計画や停止計画、連絡体制などの必要事項を定めた申し合せ書を双方協議のうえ作成、締結する。

（９）企画提案内容の計画

買受人は、企画提案内容を実施するにあたり、事前に実施計画書を企業局に提出する。

（１０）企画提案内容の実施報告

買受人は、企画提案内容の実施状況について、実施後、速やかに企業局に報告すること。

（１１）企画提案内容の不履行による契約等解除

企画提案内容の履行状況が著しく不適当と認められる場合には、契約等を解除する場合がある。この場合、次回の応募に参加できないものとする。

（１２）定めのない事項等の処理

この仕様書に定めのない事項、又は、この仕様書の内容に疑義が生じた場合は、企業局と買受人との協議により定めるものとする。